

令和6年度補正

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち

**肉骨粉利用促進事業
説明資料**

令和6年12月26日

食肉鶏卵課 畜産副産物班

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち肉骨粉利用促進事業

<対策のポイント>

鶏・豚用飼料への利用が再開された牛肉骨粉について、レンダリング業者が処分から販売に転換する取組を促進するため、鶏・豚用の飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉の製造に必要な機器導入を支援します。

<事業目標>

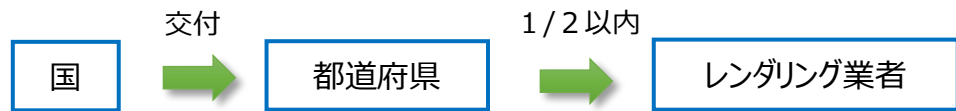
- 国内未利用資源の有効活用

<事業の内容>

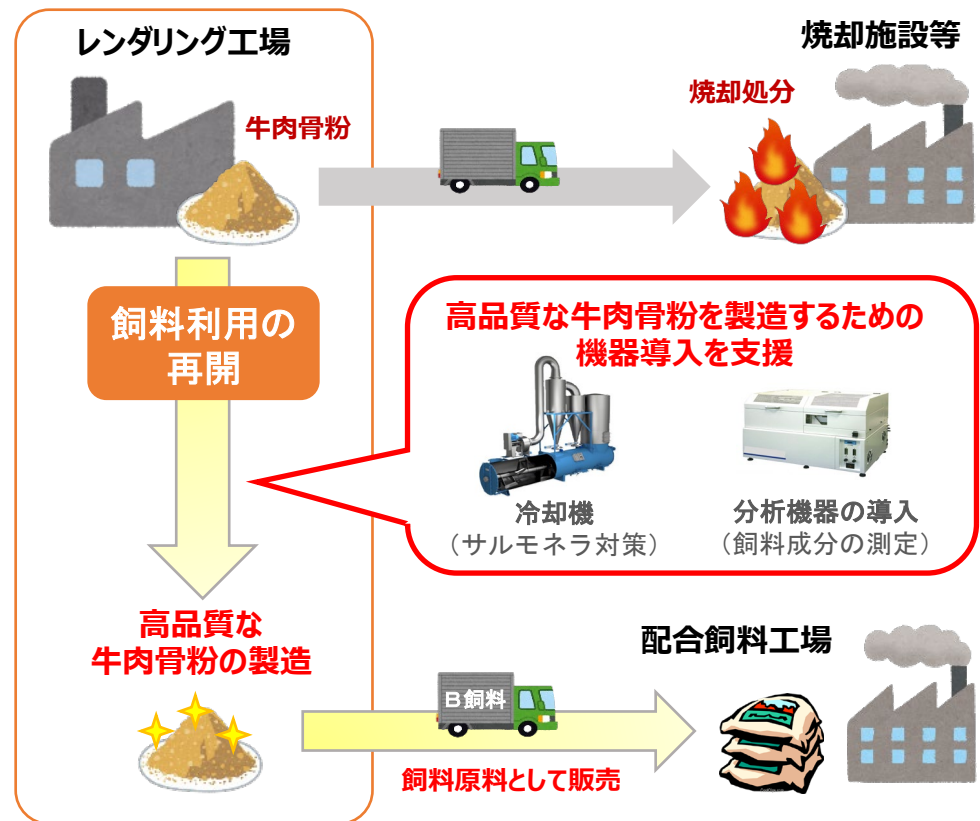
<レンダリング施設における機械導入の支援>

牛肉骨粉が鶏・豚用飼料に利用可能となったことを受け、食肉の生産過程で発生する畜産残さを原料として牛肉骨粉を製造するレンダリング業者が、鶏・豚用飼料原料として販売しやすい高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



事業実施主体・要件等

事業実施主体	採択要件	補助対象要件
<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合連合会 ② 農業協同組合 ③ 公社 ④ 事業者協同組合連合会 ⑤ 事業協同組合 ⑥ 民間事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事から化製場の許可を得ていること。 ② レンダリング施設が飼料用牛肉骨粉の「大臣確認」を受けていること。 ③ 肉骨粉の原料に牛（SRMを除く）を含むこと。 <p>※ 新設の場合、①及び②は事後でも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体が導入する機械等の選定に当たり、肉骨粉を製造するレンダリング施設における今後の製造ラインの利用に関する意向を把握すること。 ・ 原料の受入量、肉骨粉の製造量・販売量等の見込みを踏まえ、適切な能力及び規模を算定の上、決定するよう指導すること。 ② 事業実施主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する機械等の希望小売価格の確認すること。 ・ 一般競争入札又は三者以上の見積もり競争を実施すること。 ・ 導入する機械等は法定耐用年数以上利用すること。

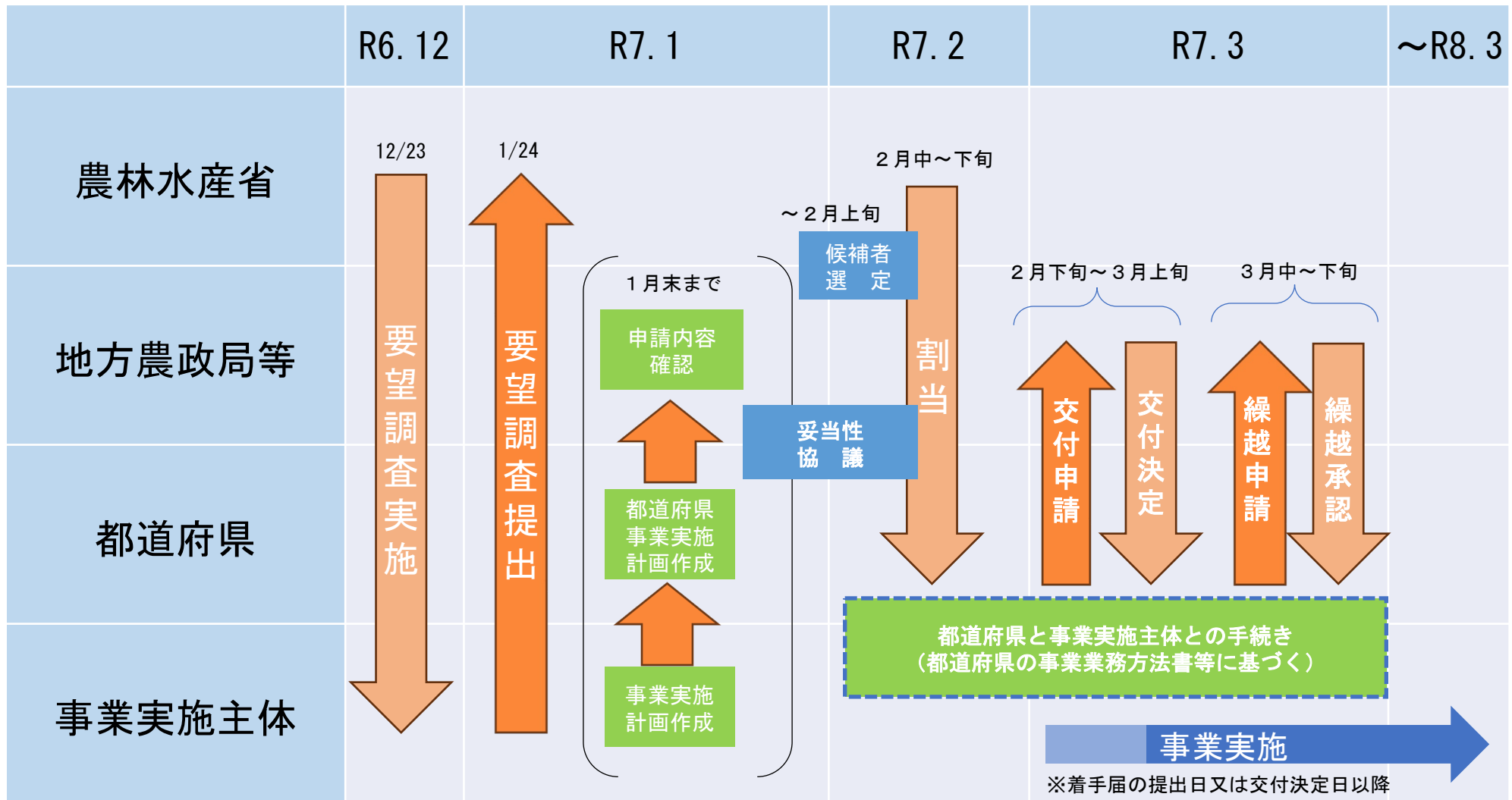
対象機械等・補助率

補助対象機械等	補助率
<p>1 高品質牛肉骨粉製造機器 クッカー、エキスペラプレス、デカンタ 等</p> <p>2 高品質牛肉骨粉製品化機器 冷却機、粉碎機、調粒機、混合機、飼料成分分析装置 等</p> <p>3 周辺設備 1・2の機械等導入にあたり一体的に整備する必要がある搬送機等の 周辺設備の導入</p>	1 / 2 以内

【留意事項】

- ・ 補助対象機械等は、高品質な牛肉骨粉（鶏・豚の飼料原料）を製造するために必要なものに限る。（**保管、排水処理などの施設やそれに係る機械等は対象外。**）
- ・ 周辺設備には、①の機械等に原料や肉骨粉を搬入・搬出するために必要な搬送機（コンベア・配管等）や制御装置とする。
- ・ **機械等の設置にかかる費用は対象外。**また、**上限事業費を設定する予定。**

手続きの大まかな流れ（令和7年3月まで）



配分基準(ポイント)1

- 事業実施主体は、以下の類別から選択し、**ポイントの合計が38以上**となるように**成果目標を設定**。
(F 1からF 3は必須。F 4からF 6から最大2つを選択。)
- 事業の要望が多い場合、ポイントの高い順に採択することになる。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する 現況値ポイント
F 1 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レンダリング施設において、飼料向け大臣確認ラインで製造される牛肉骨粉のうち、飼料への仕向け率が80%以上であること。 30ポイント ※牛由来原料が含まれる肉骨粉はすべて牛肉骨粉とする。 	/
F 2 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛由来原料の収集範囲が広いこと。 4つ以上の都道府県から原料を収集 10ポイント 3つの都道府県から原料を収集 7ポイント 2つの都道府県から原料を収集 4ポイント 1つの都道府県から原料を収集 1ポイント ※北海道に所在する事業実施主体においては、総合振興局・振興局を1つの単位とすることができる。 	
F 3 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛肉骨粉の出荷先（飼料メーカー）が多いこと。 6社以上に出荷 20ポイント 5社に出荷 16ポイント 4社に出荷 12ポイント 3社に出荷 8ポイント 2社に出荷 4ポイント 	

配分基準(ポイント)2

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
F 4 (選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛肉骨粉 1 トン当たりの製造コストを削減すること。 5%以上削減 15ポイント 4%以上削減 12ポイント 3%以上削減 9ポイント 2%以上削減 6ポイント 1%以上削減 3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛肉骨粉 1 トン当たりの製造コストが34,500円 / トン未満であること。 5ポイント
F 5 (選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料として出荷する牛肉骨粉量を増加すること。 300トン以上増加 15ポイント 250トン以上増加 12ポイント 200トン以上増加 9ポイント 150トン以上増加 6ポイント 100トン以上増加 3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料・飼料として出荷している牛肉骨粉量 (年間)。 100トン以上 5ポイント 90トン以上 4ポイント 80トン以上 3ポイント 70トン以上 2ポイント 60トン以上 1ポイント
F 6 (選択)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛由来原料の受入量を増加すること。 2.5%以上増加 15ポイント 2.0%以上増加 12ポイント 1.5%以上増加 9ポイント 1.0%以上増加 6ポイント 0.5%以上増加 3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛由来肉骨粉原料の受入量 (年間)。 1,000トン以上 5ポイント 750トン以上 3ポイント 500トン以上 1ポイント

手続きの流れ①(要望調査～事業実施計画)

【要望調査】

- ・「肉骨粉利用促進事業」に関する**要望調査を都道府県を通じて開始しています。**（12月23日に地方農政局等に事務連絡を発出済み。**農林水産省（食肉鶏卵課）提出期限：1月24日。**）
- ・**事業参加を希望する事業者のうち、まだ都道府県畜産主務課にコンタクトを取っていない事業者は、早急に対応（相談）してください。**

〈提出書類〉

- ・事業費、導入予定機械等の内容・価格等（カタログ、見積書、選定理由・根拠等）
 - ・「肉骨粉利用促進事業個票」（本事業により達成すべき成果目標の設定、その考え方等）
 - ・その他、都道府県が必要とする書類
- ※ **本調査に要望しなかった場合、令和6年度中に事業を開始することは不可能となります。**
また、**要望調査時の計画から導入機械を変更することはできません。**

【事業実施計画】

- ・「肉骨粉利用促進事業」に取り組む場合、実施要領別紙様式第5号（事業実施計画書）を作成し、都道府県知事に提出する必要があります。
- ・また、都道府県から計画書に記載された内容の根拠となる資料の提出を求められますので、指示に従って下さい。（**地方農政局等への提出期限：1月末**）

〈提出書類（例）〉

- ・事業実施主体としての妥当性を確認する書類
（組織定款、財務諸表、事業運営体制、会計規程、みどりのチェックシート等）
- ・導入予定機械等に関する書類
（機械選定理由書、カタログ、見積書、費用対効果分析等）

手続きの流れ②(交付決定～事業の着手)

【交付決定・予算の繰越】

- ・ 事業実施計画等の内容を審査した結果、事業実施主体候補者として認められた場合、農林水産省（本省→地方農政局等）を通じ、都道府県に交付金の割当が通知されます。事業実施主体候補者へは都道府県から通知されますので、以降の手続きは都道府県の指示に従ってください。
- ・ なお、本事業は、会計年度を越えて実施することが見込まれるため、令和7年3月31日までに「繰越し」の手続きを終える必要になります。限られた期間の中で、都道府県に繰越承認申請書、理由書及び行程表など提出する必要があるため、繰越手続きが間に合わない場合、補助を受けることができなくなりますので、遅滞なく対応願います。

【事業の着手】

- ・ 事業は、原則、交付決定通知が発行日以降に着手（資材・機械の発注を含む）する必要があります。ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情（機械の納期が間に合わない等）がある場合に限り、交付決定前着工届を提出することにより、着手届を提出した日付から事業に着手できます。
- ・ 機械の導入にあたっては、一般競争入札で業者を決定する必要があります。一般競争入札が困難な場合（3社見積もりを行う場合）は、その理由を整理願います。

手続きの流れ③(遂行状況報告～実績報告)

【遂行状況報告】

- ・ 事業実施主体は、令和7年12月末までに実績報告が終了していない場合、事業実施主体は都道府県を通じて事業の遂行状況を報告する必要があります（要綱別紙様式第4号）。
- ・ 農林水産省（地方農政局等）の〆切は1月末です。総事業費に対する事業費（導入済みの機械の費用）から事業の進捗状況を確認するものになりますので、都道府県に相談し、指示に従ってください。（なお、この時点で、概算払請求書（要綱別紙様式第5号）を提出している場合は、この手続は不要となります。）

【実績報告（交付金の支払）】

- ・ 事業実施主体は、令和8年3月末までに事業を終了し、事業実績報告書（要綱別紙様式6号）を提出しなければなりません。この報告により交付金が支払われることとなります。
- ・ 事業実績報告書は、事業が完了した日から1か月以内（もしくは令和8年4月10日まで）に、都道府県を通じて地方農政局に提出する必要があります。

※ 注意

- ・ 報告が遅滞することがないように、進捗状況を都道府県と共有しながら事業を進めてください。
- ・ 事業の遅延等が生じた（生じそうな）場合、速やかに都道府県に相談してください。

手続きの流れ④(実施状況報告～評価)

【実施状況報告】

- ・ 事業実施主体は、**事業実施年度から目標年度（令和9年度）**までの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し、**設定した成果目標の進捗状況等を都道府県に報告する必要があります。**
- ・ レンダリング施設で製造される牛肉骨粉（飼料向け大臣確認取得済）のうち、飼料への仕向け率が80%未満の状況が**事業完了年度（令和7年度）**から**3年間継続**している場合、**都道府県から改善指導を受ける**ことになります。

【評価】

- ・ 事業実施主体は、**目標年度の翌年度（令和10年度）**に、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、**都道府県知事に報告する必要があります。**
- ・ 成果目標の全部又は一部が**達成されていない場合**、都道府県から**改善措置の指導**を受けることとなります。（**成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告する必要があります。**）
- ・ なお、**目標達成率が著しく低い場合は、「目的外使用」として返還を求められる可能性**もありますのでご留意ください。

留意事項

【留意事項】

- ・ 都道府県からの**交付金**は原則として**精算払い**です。**支払いは年度末又は事業完了の後**となるため、**自己資金・借入金等により事業を実施する必要があります**があります。概算払いを希望する場合、事前に都道府県にご相談ください。
- ・ 交付金の交付を受けるためには機械等の導入にかかる**証拠書類（入札関係書類、納品書、請求書、領収書等）**が必要です。適切に保管してください。
- ・ **事業費又は国庫方付近の30%を超える減等、重要な事業内容の変更については届出が必要**となります。交付金の支払前に手続きを終える必要がありますので、事由が発生した時点で都道府県にご相談ください。
- ・ **天災などのやむを得ない事情を除き、事業の延長はできません**。進捗管理を徹底するとともに、事業に遅れが生じそうな場合は、早めに都道府県に相談・報告してください。
- ・ 交付金により導入した機械等は、法定耐用年数を基にした**処分制限期間内は適正に維持・管理する必要**があります。処分制限期間内に機械等を処分する場合は、補助金の返還を求められる可能性があります。ご注意ください。
- ・ 事業終了後、会計検査院による実地検査が行われることがあります。事業の要綱・要領に沿った手続きが行われているか、証拠書類は適切か等の確認がされますので、**事業関係の書類は適正に整理・保存**いただくようお願いいたします。

問い合わせ先

- 本事業は、都道府県を經由して実施いたします。事業に参加を希望される場合は、事業所（レンダリング施設）が所在する都道府県の畜産主務課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- その他、事業全般に関しましては、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

（参考）地方農政局等

農林水産省畜産局 食肉鶏卵課	03-3502-5990	東海農政局畜産課	052-223-4625
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656	近畿農政局畜産課	075-414-9022
東北農政局畜産課	022-221-6198	中国四国農政局畜産課	086-224-9412
関東農政局畜産課	048-740-0027	九州農政局畜産課	096-300-6279
北陸農政局畜産課	076-232-4317	沖縄総合事務局 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653